

①遺言書がある場合（遺言執行者がいる場合）

遺言書がある場合は、遺言の内容にしたがって遺産を相続します。

遺言執行者が遺言書により指定されている場合や、家庭裁判所により選任されている場合は、遺言執行者が遺言を執行し、遺言執行者がいない場合は、相続人が遺言を執行します。

遺言の一般的な方式は次のとおりです。

- ・公正証書遺言 遺言者の遺言内容を、公証人が書きとめた遺言です。
原本は公証役場に保管されています。公証人の署名のある正本または謄本のご提出をお願いします。

- ・自筆証書遺言 遺言者が自ら遺言の内容の全文と日付を自書して署名・押印した遺言です。
ただし、自書によらない次の財産目録等を添付することも可能です。
(2019年1月13日以降に作成された遺言書に限ります。)
 - ・パソコン等で作成した財産目録
 - ・預貯金通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等なお、この場合は、財産目録等の全ページに署名・押印が必要です。
また、遺言書が法務局に保管されている場合以外は、家庭裁判所で検認手続きを受けていただき、検認済の遺言書原本のご提出をお願いします。

- ・秘密証書遺言 遺言者が自ら遺言の内容と日付を記載して署名・押印した後、封筒などに入れて封印し、遺言の内容を秘密にしたまま、公証役場で遺言書の存在を証明してもらう遺言です。家庭裁判所で検認手続きを受けていただき、検認済の遺言書原本のご提出をお願いします。

●遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合、相続手続には下記の書類等が必要です。

●戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご提示いただきました書類の返却をご希望される場合は、コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

ご準備いただく書類

No	書類名等	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（注） ●「死亡が確認できる戸籍謄本」をご準備ください。	市区町村役場等
2	遺言執行者様の印鑑証明書 ●発行日より6か月以内のもの	市区町村役場等
3	遺言書 ●公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客様
	検認済証明書 ●公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言等）の場合は、家庭裁判所での検認手続が必要です。	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書謄本 ●家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合にご準備ください。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ●自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管書）で保管されている場合に必要です。	法務局
4	被相続人様の通帳・証書・京都カードネオ 等 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、京都カードネオ（家族カード、ETCカード、クイックペイ（JCBの場合）を含みます。）、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、その旨をお申し出ください。	お客様

（注）「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。
 なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に変更がある場合は、変更内容を確認できる戸籍謄本等をご提示ください。